保護者の皆様へ

入園後、下表の区分に該当する場合には必ず届出を行って下さい。(書類の提出が必要です。)

保育利用ガイドのP.7~P.9もご確認ください。

区分	提出書類	備 考
住所・氏名・世帯構成等の変更があった場合	 ・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) 世帯員が増えた場合、その方の「就労証明書等」の保育の必要性の 事由を認定する書類及び税資料や戸籍等の提出を要する場合があります。 ・児童と保護者が市外住所へ転居する場合は、住民票異動日の翌月1日付で現在利用中の保育施設は退園となります(1日に異動する場合は当月1日付で退園)。 	書類の提出がないと、大切な通知が届かなかったり、利用者負担額(保育料・利用料)の変更ができなかったりします。 (住民票・戸籍の届出とは別に必要です。)
就労の状況が変わった場合 (職場・勤務時間に変更が生じる場合)	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) ・新しく証明された「就労証明書」	申請内容に変更があるため提出が必要です。 ※内職の場合は「就労証明書」もしくは「内職状況申告書」
就労事由で入園後仕事を辞めたが、求職活動を行う場合	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) ・「求職活動状況申告書」	保育利用事由が変更になり、当初認定された保育利用 認定期間と利用区分が変更になるため、書類の提出が 必要です。 ※内職の場合は「就労証明書」もしくは「内職状況申告 書」
就労事由で入園後、出産予定となった場合	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届)・保育利用事由申告書(2欄)・親子手帳の写し (保護者の氏名及び出産(分娩)予定日が確認できるページ)	
出産後、育児休業取得した場合	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届)	
育休復帰予定で入園した方が職場復帰した場合	・就労証明書 (育児休業(見込)期間の記入が必要) 	
採用予定を事由に入園した方が勤務を開始した場合又は求 職中を事由に入園した方が就職した場合	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) ・採用先で証明された「就労証明書」	
起業予定を事由に入園した方が起業した場合	 ・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) ・就労証明書 ・帳簿、領収書、納品書、請求書、作付面積のわかる資料(農業)など、自営業による金銭のやり取りが確認できる書類の写しを3枚以上(概ね3か月以内のもの) 	
就学予定を事由に入園した方が就学した場合	・変更届(子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更届) ・保育利用事由申告書(1欄) ・在学証明書及び時間割などの就学時間がわかるものの写し	
退園する場合	・退園等届出書 退園が市外住所への転居を伴う場合や保育認定が取り消された 場合は、認定証も併せて返却してください。	退園する月の20日までにご提出ください。 在籍されている月は、登園の有無にかかわらず利用者 負担額の全額納付が必要です。

【書類の提出先】各園または下記お問い合わせ先

◎岡山っ子育成局保育・幼児教育部就園管理課

岡山市北区大供1-1-1 本庁舎 9 階 TEL (086) 803-1432

◎各福祉事務所・支所

(北区役所管内)

TEL (086) 803-1209 • 北区中央福祉事務所 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL (086) 251-6530 岡山市北区谷万成2-6-33 • 北区北福祉事務所 • 北区役所御津支所総務民生課 岡山市北区御津金川1020 TEL (086) 724-1111

岡山市北区建部町福渡489

TEL (086) 722-1112

TEL (086) 901-1231

• 北区役所建部支所総務民生課

(中区役所管内)

• 中区福祉事務所 岡山市中区赤坂本町11-47

(東区役所管内)

• 東区福祉事務所 岡山市東区西大寺中2-16-33 TEL (086) 944-1822 • 東区役所瀬戸支所総務民生課 岡山市東区瀬戸町瀬戸45 TEL (086) 952-1112 (南区役所管内) 岡山市南区妹尾880-1 TEL (086) 281-9620

• 南区西福祉事務所 • 南区南福祉事務所

岡山市南区福田690-1

TEL (086) 230-0321

• 南区役所灘崎支所総務民生課 岡山市南区片岡207

TEL (086) 363-5201